

受 付 印

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

(あて先)

横須賀市長

住所 (所在)  
 申告者 氏名 (名称) (印)  
 (納税義務者) (法人は代表者印を押印してください/個人は押印不要です)  
 個人番号 (法人番号)  
 電 話 ( ) -

住所 (所在)  
 代理人 氏名 (名称) (印)  
 (法人は代表者印を押印してください/個人は押印不要です)  
 電 話 ( ) -

次のとおり、住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置の適用について  
 申告をします。

改修住宅の内訳	所在地	横須賀市		家屋番号	
	種類 (用途)		構造	持家の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション
	床面積	m <sup>2</sup>		居住床面積	m <sup>2</sup>
	建築年月日		改修工事完了年月日		
	改修工事の種類	平成26年4月1日以前から所在する住宅について <input type="checkbox"/> (1) 窓の断熱改修工事(必須) <input type="checkbox"/> (2) 床・天井・壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> (3) 太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事 ※改修部位がいずれも国土交通省の定める省エネ基準に適合すること			
	改修工事費用	改修工事費用 _____ 円 ※補助金等を除く自己負担金額が60万円を超えるものが対象となります。(3)の工事を含む場合は、(1)、(2)の工事費の合計額が50万円を超えている必要があります。			
	<input type="checkbox"/> 住宅部分の床面積に対し人の居住の用に供する床面積の割合が1/2以上であり、貸家の用に供していない				

[3ヶ月以内に提出できなかった理由] (工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみご記入ください。)

課長	係長	担当者	以上の住宅は、省エネ改修住宅と認められるので、固定資産税を減額 (地方税法附則第15条の9適用) してよろしいか。

## 記入上の注意事項

- 1 申告書には、必要書類等を添付してください。
- 2 □には、該当する項目にレ印を記入してください。
- 3 申告書を提出する日が、当該改修完了年月日から三月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

## 申告書に添付する必要書類

- 1 建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する省エネ改修工事が行われたことを証明する「増改築等工事証明書」
- 2 改修工事支払領収書(写)
- 3 認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書(写)

## その他

- ①当該住宅に係る固定資産税(120㎡相当分)について翌年度分に限り3分の1を減額します。  
認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については、減額される割合が3分の2になります。
- ②耐震改修特例の対象となっている年度には適用されません。
- ③省エネ改修減額措置は一户について一回限りとなります。
- ④必要によっては、職員が現地調査を行う場合があります。
- ⑤当該住宅が貸家の用に供している場合は、適用されません。
- ⑥改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下である場合に適用されます。

問い合わせ先

横須賀市税務部資産税課

TEL (046) 822-8198～8200